

産 業 建 設 委 員 会 記 録

令和2年6月23日（火）
9時55分～14時49分
全 員 協 議 会 室

【委員】串崎委員長、飛野副委員長

川上委員、野藤委員、笹田委員、布施委員、道下委員

【委員外】西川議員、小川議員、澁谷議員、牛尾議員

【議長団】なし

【執行部】砂川副市長

（産業経済部）湯浅産業経済部長、佐々木産業経済部副部長（兼広島事務所長）、
大驛商工労働課長、山口産業振興課長、久佐農林振興課長、
木屋農業委員会事務局長、永見水産振興課長、戸津川水産振興課副参事、岸本観
光交流課長

（都市建設部）鎌田都市建設部長、西谷建設企画課長、倉本維持管理課長、
邊建築住宅課長

（金城支所）篠原金城支所長、河内金城支所産業建設課長

（旭支所）佐々尾旭支所長、西川旭支所産業建設課長

（弥栄支所）外浦弥栄支所長、三浦弥栄支所産業建設課長

（三隅支所）田城三隅支所長、永田三隅支所産業建設課長

【事務局】近重書記

議 題

- 1 議案第45号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について **【全会一致 可決】**
- 2 議案第50号 浜田市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を
改正する条例について **【全会一致 可決】**
- 3 議案第51号 浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について **【全会一致 可決】**
- 4 議案第53号 弥栄村定住化推進に関する条例を廃止する条例について **【全会一致 可決】**
- 5 同意第4号 浜田市農業委員会委員の任命について **【全会一致 同意】**

（裏面に続く）

6 請願審査

- (1) 請願第15号 浜田市に在住する学生の家賃負担軽減を求める請願について **【賛成全員 採択】**
- (2) 請願第16号 水産加工業の振興に関する請願について **【賛成全員 採択】**

7 陳情審査

- (1) 陳情第150号 土木費の安定的予算処置に関する陳情について **【賛成全員 採択】**
- (2) 陳情第151号 施設使用料免除に関する陳情について **【賛成全員 採択】**

8 所管事務調査

- (1) 山陰浜田港公設市場の改修状況について **【水産振興課】**
- (2) 公設水産物仲買売場の仲買事業者の現状把握と移転意向の状況について **【水産振興課】**
- (3) 指定管理施設の状況と支援について **【該当課】**

9 執行部報告事項

- (1) 令和3年度 国県重点要望事項について **【市長公室・産業経済部・都市建設部】**
- (2) 漁業別水揚げについて(報告) **【水産振興課】**
- (3) 浜田漁港7号荷さばき所の供用開始について(報告) **【水産振興課】**
- (4) 浜田市日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金令和2年度採択団体について(報告) **【観光交流課】**
- (5) 市道の廃止・認定の状況について **【維持管理課】**
- (6) 雇用促進住宅の譲渡について(譲渡スケジュールの変更) **【建築住宅課】**
- (7) その他

10 その他

11 産業建設委員会の取組にかかる今後のスケジュールについて

以上

【議事の経過】

[9 時 55 分 開議]

申崎委員長

ただいまから、産業建設委員会を開会する。出席委員は7名で定足数に達している。弥栄支所長は11時頃に少し退席されると聞いている。

本日の委員会は、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から議題に関係のある管理職のみの出席となっている。

それでは、レジュメにそって進める。

まず、本委員会に付託された、市長提出議案5件、請願2件及び陳情2件の審査に入る。なお、採決は、執行部退席後にまとめて行う。

1. 議案第45号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

申崎委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

布施委員

確認と実績があるかどうかを質問する。概要(2)「共同住宅および複合建築ならびに一戸建ての住宅について、モデル住宅を用いて評価を行なう場合の認定手数料を次のように定める」とあるが、省エネ基準適合認定マーク、Eマークがある。それをもらうために建物所有者が認定申請をする。本人がする場合と認定機関に依頼する場合があると思う。それを出した場合、いままでは書類で審査する部分があって、所管行政庁が、これは申請どおりにあるということで認可をして、認可してもらったら着工して、そして適合マークを受けたものについては所有者や、断熱を使っているとかそういうものが全部あって、適合マークが出ると思うのだが、その流れの中で、モデルハウスをもっていけば書類審査が安易とは言わないが非常に簡単になるということで、手数料条例が平米数によって変わってくる、という理解で良いか。

建築住宅課長

そのとおりである。モデルハウスを持っておられるところに対しては基準が緩和された。要は申請者の手間もこちらの確認の手間も省ける。

布施委員

モデル住宅を持っている都会地は分かるが、複合建築物や共同住宅の場合のモデル住宅の実績、実際にこういうケースは浜田にあるのか。

建築住宅課長

浜田市においては、モデル住宅を用いた計算等は実績もない。今後もあるかと言われたら非常に難しいと思う。まずないのではないかと。

というのも浜田市が審査する物件としては、木造2階建て、鉄骨だと島根県になる、延べ床面積200平米以下がうちの審査対象となり、それ以外は県の対象になる。あるとすれば島根県が想定されると思っている。

申崎委員長

他にあるか。

(「なし」という声あり)

2. 議案第50号 浜田市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例について

申崎委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

布施委員	浜田市にはよく、従来の自転車道がある。それと自転車通行帯、この違いは主に大きな違いは何か。
維持管理課長	自転車道は車道とも歩道とも縁石や柵などで完全に分離されているものを自転車道と言っており、自転車通行帯は車道の左側、外側線から外、路肩部分と呼ぶ形である。
布施委員	自転車通行帯は中央図書館の浜田河川沿いにカラー塗装した自転車通行帯があるが、あのイメージだと思っている。自転車通行帯をカラー塗装しているが、塗装すると滑りやすくなるのではという懸念がある。従来通りの白線のような塗装なのか、もしくは滑りにくいようにやっておられる場合があると思うが、色の指定等はあるのか。
維持管理課長	必ずしも塗装するものではない。自転車マークを描いたり、自転車通行帯と文字表示することも可能。一番分かりやすくするのは色だが、塗装の義務はない。色の指定もはっきりはしていないがはないのではと思う。
布施委員	自転車通行帯ができたなら自転車はそこを走っていただくと理解した。市道の総延長が載っているが一級市道と二級市道がある。この要綱に定める浜田市道の自転車通行帯を設ける条件がいろいろ書いてある。浜田市の自転車通行帯の総延長は、だいたいどのくらいになるか。
維持管理課長	計算はしていないが、つけるときの要件が、自動車の交通量であれば1日4千台以上、歩行者であれば500人以上、自転車であれば500台以上というところがある。浜田市道でその要件に当てはまる部分はほとんどないと考えている。
布施委員	残念な気持ちもあるが、安心安全のためには何らかの市民に対して、自転車の通行についてはこういう上位法で定められたから、このようにやっていますというところをやってほしい部分があるのだが。
維持管理課長	自転車通行帯とは違うかもしれないが、観光交流課がいるので聞かがしまなみ海道を自転車で走ったことがある。ブルーライン、自転車観光ラインと言う。そういうものをあわせて引く可能性はどうか。ブルーラインとの違い。難しいかもしれないが、併用して引くという考えはできないのか。観光交流課にも併せて聞きたい。
維持管理課長	道路管理者の話からさせてもらおうと、先ほど私が申し上げた4千台といった条件は一応あるが、それより下回っているから全くしなくていいというものでもないと思う。観光的な目的でやるのは可能だと思う。
観光交流課長	観光交流課としてはブルーラインの設置についてはまだ検討にも入っていない段階である。まだ勉強不足の状況もあるので、いろいろ研究したい。
布施委員	コロナ禍の自粛の中、公共交通機関を使うのも大事だが、バス等の密閉状態で乗るのも少し言われたこともある。
野藤委員	これは都会地が多いが、自転車の使用が多くなった。売上も前年対比で非常に増えている。シニアにおいては自転車教室が盛んになってシニア自転車教室も盛んになったと聞いている。自転車の利活用は増えてくると思う。しっかり適合するところと、緩和していただき、予算がいくことだが自転車通行帯をやっていただきたい。
維持管理課長	市道としてはあまりないという答弁だったが、全然ないのか。 平成27年度に交通量調査をやった結果が県のホームページに出ている

が、それで言うと市道の中で、浜田停車場長沢線、陸上競技場の前を通っている市道だが、そこだと12時間で自動車台数が約8500台、自転車380台、歩行者約790人という数字がある。道路構造令にこのたび書かれる内容に適合する路線は、交通センサスで見る限り、出ている路線の中で判断する限りはここかというところはある。

ただ自転車通行帯にする路肩部分が最低でも1メートル取れるかというところ、あそこは広いところもあるが基本的に路肩が狭いので、そうすると今の幅員の中でというところは難しいかと考えている。

野藤委員

市民の関心、例えば道路交通法との関係、そこに通行帯ができた時に、例えば車を運転している、バイクを運転している、自転車で通行される。あれが違うかもしれない。その辺の関係というのは、それができると道路交通法にも引っ掛かるか。そういう感覚はあるのか。

維持管理課長

このたびの道路構造令の改正で自転車通行帯が設けられるそもそものというのが、道路交通法から始まっている。最初に道路交通法の中で自転車通行帯のようなものをつける話が出ているのだが、そういったところがスタートになっているので、道路管理者でこれをつけるとなると、公安委員会、警察との協議が必要になってくると思う。そうすると道路交通法にもおそらくかかってくるのではないかと思う。そうすると自転車通行帯のところはバイクが走ったらいけない、といった規制は出てくるのではないかと思う。

野藤委員

先ほど交通センサス、12時間という話があったが、構造令では1日当たりの数なので、先ほどの数を倍にするということか。

維持管理課長

昼間の12時間なので、夜間にはぐっと落ちるはずなので、単純に倍にはならないと思う。

笹田委員

今回これを見てすごく思ったのだが、高校生や中学生など、自転車通学するところがある。右や左を走る子が多くおられる。特に長浜の旧道は三中生もおられるし商業生も浜高生も皆自転車で通うのだが、旧道も朝は交通量が多く危険が多い。事故も起こっている。こういったところを法律で、自転車通行帯を作ってそこを走ってもらえば事故が減るのではと単純に思ったのだが、市では対象外ということでそういうことは考えていないのか。

維持管理課長

現段階では積極的には考えていないが、おっしゃるように朝夕の通学生もおられる。あった方がよい場所については考えていかないとはいえないように思う。

笹田委員

学校のPTAで安全対策、安全協議会というところで、自転車についても協議されていると思うので、そういったところから探りを入れて本当に危険箇所には対処していただきたいのだが、考えていただける余地はあるか。

維持管理課長

そういうご意見は、確認させてもらったほうがいいかとは思いますが、あとは、ただ自転車通行帯を設ける幅員が確保できるかが一番のネックになるかとは思いますが。

串崎委員長

その他にあるか。

(「なし」という声あり)

3. 議案第51号 浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について

串崎委員長	<p>執行部から補足説明はあるか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
笹田委員	<p>委員から質疑はあるか。</p> <p>もう少し物件が残っていると思う。今回2つだが廃止後には入居者に譲渡するとある。入居者の土地に建てられたものだと思う。現段階で昭和63年と古いものだが住宅評価額はいくらか。</p>
建築住宅課長	<p>今日、資産税課が評価に行っている。いままでは市の財産だったので評価はなかった。今日評価して固定資産税がかかってくる。以前、災害公営住宅が河内にあったが、こちらを譲渡した時には2万円弱と聞いている。</p>
串崎委員長	<p>その他にあるか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>

4. 議案第53号 弥栄村定住化推進に関する条例を廃止する条例について

串崎委員長	<p>執行部から補足説明はあるか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
布施委員	<p>委員から質疑はあるか。</p> <p>これも議案質疑である程度理解したが、旧弥栄村の定住化住宅として貸与した部分だと思うが、25年間住んでいけば建物と土地が無償で居住者に払い下げられる条例だと思う。旧弥栄村からの、現在の、経過と現在の戸数、最終的には15棟で何人おられるか、詳しく経過説明をお願いします。</p>
弥栄産業建設課長	<p>経過としては平成2年度から6年度にかけ、当時20棟整備している。うち5棟は当初の入居者が退去したということで一般賃貸住宅に切り替えており、最終的に15棟が定住化住宅として残った。25年経過して平成29年から順次払い下げしている。今回最後の1件が払い下げになるので、条例を廃止していくということになる。</p> <p>今15世帯おられるが、当初は67名おられたが、現在は39名の方が住んでおられる。</p>
布施委員	<p>旧弥栄村の定住政策にはいろいろ効果があったと思う。人数は少なくなっているが、その人たちが大人になり、どういう形で出られたかは分からないが、定住については非常に寄与してきたのではないかと考えている。</p> <p>25年もたつと、入居時から比べると高齢化してくると思う。仮に空き家になる部分があれば、また払い下げた方との契約だと思うのだが、そういう懸念の相談はなかったのか。</p>
弥栄産業建設課長	<p>現在そういうご相談はなかった。当時30代、40代で入居され、25年経過しまだお元気だろうと思っている。</p>
布施委員	<p>今後そういう相談があれば、旧弥栄村の部分ではあるがしっかり担当窓口として相談に乗ってあげてほしい。さらにこの住宅が新浜田市の部分のものになって払い下げられたとしても、地域には残るわけなので、しっかり担当課として相談にのってあげてほしい。</p>
弥栄産業建設課長	<p>住宅は当然個人の所有となるが、おっしゃるように、今後もし空き家</p>

になった場合は、そういうフォローをしっかりと行って、当然地域に空き家があるといろんな問題も出てくるので、その辺りはしっかりと対応していきたい。

笹田委員

この条例は廃止されるとのことだが、これ弥栄25年間で67名から39名に減ったのだが、定住につながったという評価だが、この事業における総括、評価は弥栄としてはどのようにお考えか。

弥栄産業建設課長

15世帯残っておられる。地元の3集落で、今も自治会活動に参加してもらい非常に積極的に地域に関わっていただいている。そういう意味で活性化にも、定住も含めてつながっている。ここは非常に評価できている。

それと当時おられたお子さんも、町内から出られた方もおられるが、そういった方も市内に住まわれていたり、近々におられたりということで、関係人口という面では浜田市、そして弥栄町に関わり続けていただけることにもなるので、そういった二次的効果も十分あると評価している。

笹田委員

弥栄にとっては良い事業だったと認識したが、布施委員が言われたように良いことばかりではなく、今後考えるべき課題もある。住宅にしてもそうだし、高齢化にしてもそうだし。社会全体の人口が減っているのは仕方がないが、そこに住まわれている方にどうやって弥栄に定住し続けてもらうかについてはどう考えるか。

弥栄産業建設課長

この住宅に住まわれる方のみならず地域全体的に高齢化・過疎化が進んでいる。なかなか即効性のある対応策というのは難しく、特効薬がないのが正直なところなのだが、とはいえ、いまおられる皆のコミュニティを守っていく必要があると思う。加えて、弥栄は平成の初めくらいから定住政策ということで新しい方を受け入れてきたが、何らかの形でそういったことを引き続き、本庁の関係部署とも連携しながら進めていく必要があると感じている。

串崎委員長

他にあるか。

(「なし」という声あり)

5. 同意第4号 浜田市農業委員会委員の任命について

串崎委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

6. 請願審査

(1) 請願第15号 浜田市に在住する学生の家賃負担軽減を求める請願について

串崎委員長

本委員会に付託された、請願2件の審査に入る。

この請願は議会にだけ提出されている。なお、本請願は内容から産業建設委員会と総務文教委員会に付託されており、産業建設委員会の付託部分は、1 請願の趣旨の下段の「恒常的支援の内容の1番目の項目」となっているのでよろしく願います。

審査の流れとして、紹介議員である野藤委員から補足説明があれば受け、その後審査の参考とするため執行部からの事前説明を行い、質疑に

入るがよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

紹介議員から補足説明があればお願いします。

野藤委員

私と小川議員の連名で紹介議員になっている。文面については新型コロナウイルス感染症によってアルバイトがなくなり、生活が困窮している。しかし固定費としての家賃部分、住居費が収入に対し重くのしかかっているとのことで、県大2年生の請願者が独自に学生アンケートを取り、6月3日付で請願したものである。

その後、国・県、また県立大学、浜田市において、様々な支援策、奨学金貸与等いろんな施策が出てきた。ある部分は彼も安心しているが、ただ、固定費部分の比率が多い、重たいというのは、開学した平成12年、その前の島根県立国際短期大学の時から、このことについては、学生の間では話題になっていたものである。

浜田市にもいろいろ努力いただき、多少良い方向にはなっているが、ほとんどの学生の思いとすればできればもう少しという思いがあるので、こういう請願になっている。私は請願者の思いを汲んで紹介議員になったのだが、その部分をお汲み取りいただきたい。

串崎委員長
建築住宅課長

執行部からの説明をお願いします。

請願の1番の学生が入居可能な安価な市営住宅の確保ということが記載されているが浜田市が管理する住宅は市営住宅や雇用促進住宅、地域定住住宅などがある。ここで言われているのは市営住宅として包括していると認識している。

浜田市として市営住宅と言うと、日脚の大久保住宅、緑が丘住宅、長浜西住宅等があるが、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することが設置目的である。例外もあるがこの市営住宅は、現に同居し、または同居しようとする親族があること、また一定額以下の所得であること、入居者及び同居人が暴力団でないことが大きな要件となっている。

次に雇用促進住宅は、市内に居住している、または居住しようとする労働者で、住宅に困窮している者に対して生活の基盤となる住宅を供給することが設置目的となっている。所得条件としては、家賃及び共益費の月額3倍以上の収入があること、入居者及び同居人が暴力団でないこと、入居者が自営業や公務員でないことが入居要件となっている。

次に地域定住住宅、これは浜田自治区内にはない。これは低廉な家賃の住宅を供給することにより、地域の定住化及び活性化を図ることを設置目的としている。これも要件としては、住宅に困窮していること、入居者及び同居人が暴力団でないことが要件となっている。

主な住宅の要件としては以上である。

串崎委員長
布施委員

委員から質疑はあるか。

総務文教委員会を傍聴して、請願者本人の思いを議員の質疑の前に聞いた。その後に委員から、同じ請願の内容だが、項目によっては総務文教委員会が判断しなければいけないところを審査された。その中で学生の思いと、彼一人の思いではなく、そういう人たちがいるのだとアンケートを添えて出されてお非常に重いと知っている。

執行部からは市営住宅や雇用促進住宅の入居条件を言われたが、彼もある程度分かった上でこの請願を出されたと思う。入居条件はあるが、市長が特別認めたものについてはゼロにするわけではないが入居可能だという項目もある。

請願は文書のとおり、コロナ禍における、学生のアパートの短期間の救済の面と、恒常的なアパートの固定費の部分が、浜田市に来て生活、勉学に励むうえで非常に大きなウエイトを占めている。そのことに対して市として考えてくださいという投げかけだと思う。

それに対して総務文教委員会の資料では、平成27年には、久保田市長が、宅建センターに、浜田市の家賃は学生のために安くしてくれと要望書も出している。それを受けて浜田市が、それ以降、市内の一般住宅、学生向けの住宅の家賃を調査され、これだけ下がったという実績のある調査はされたのか。浜田市が要望をしているので、浜田市がすることは限らないのだが、それを受けて大学側と連携して行動を実際に起こされて、効果があったのか。まずそれをお聞きする。

建築住宅課長

27年の市長からの要請は私も聞いている。その後、建築住宅課として民間アパートの家賃調査をしたとは聞いていない。

布施委員

調査したということで依然として浜田市の家賃は高いということである。請願者に聞くと、安価な家賃はどのくらいかと聞いたら、3万円以下と答えた。市営住宅の入居条件で、一番安く入れるのはいくらで、平均はいくらか。

建築住宅課長

市営住宅で言うと一番安い家賃が3400円、一番高いところで言うと24000円、だから1万円からちょっとくらいだと思っている。すみません、今24000円といいましたが26300円が一番高い。これが長浜西住宅。

雇用促進住宅は1年から2年目、2年目から3年目、5年目以降とで家賃が変わるが、一番安くて15000円程度だったと認識している。手元に資料がないので後ほど報告する。

布施委員

彼が言う3万以下には、ある程度家賃的に入れる値段だと思う。敷金や駐車料金は別途かかると思うが、実際、市営住宅、雇用促進住宅にはどのくらい空きがあるか。

建築住宅課長

先に雇用促進住宅の家賃から、最安で15200円。先ほど言った、1年目、2年目、3年目、4年目、5年目と、一番高くなって43500円。住宅によってそれぞれ違う。

長浜西住宅と緑が丘住宅以外は随時募集している状態なので、空きはある。雇用促進住宅についても空きはある。

布施委員

入る際に抽選があったりすると思う。請願者が訴えているのは、コロナ禍でアルバイト収入もなくなったから、親の仕送りも、入った時にしっかり勉強しろよということで、寮は入られる人と、彼は抽選があっただけで漏れたそうである。いろいろな部分があっただけで漏れたのだが、自分が住むのにいろいろ考えたが、大学に近いところや、環境が整っているところで、彼は自分が安価ではない所に入っているようである。それでこのような請願が出たのだが、学生全体に対して同意のような感じを取られたかということをお聞きした時に、なかなかコロナ禍の中で取っていない部分がある、ただ、思いはアンケートの中にあるので汲んでくれとの意味合

이었다。もし応急的な処置として、恒常的ではなく、恒常的な学生支援も考えないといけないが、コロナ禍における限定の入居とするとすれば、何を一番クリアしないとイケと思うか。

建築住宅課長

学生が厳しい状況にあるのは認識している。しかし市営住宅はあくまで民間ができないことを補完する住宅であるということも当然ある。請願の学生が入居可能な安価な市営住宅の確保と請願文書表の2枚目の一番下に請願者も書いておられるが、「民業圧迫を避けつつも」、ここが市としては一番大事だと思う。これをある程度クリアできれば良いが、なかなかそういうことも難しいと思うので、今後の検討材料ということになると思う。

布施委員

その言葉が聞きたかった。民業圧迫は避ける、これは捉え方によっては安価にすると民業圧迫する。しかし、私も住宅を持っており浜田市内の経験者・大家として言わせていただくが、一人の家族で6万の家賃収入があるのと、1人3万をシェアして家賃収入6万、これは大家として考えると隣近所との関係はあるが家賃収入は変わらない。民業圧迫にはあまり、私はそういう考えを持っている大家ではないが。そういう情報、浜田市がシェアハウスとして協力しているのは琵琶町に1軒、金城に1軒ある。いろんな条件があって入ると思うが、民業圧迫するというと、明らかに学生のために安くして入りなさいと。そうすると一般の5千万も6千万もかけた住宅は減価償却できないから、家賃は最低1か月に5万、6万貰わないと合わないからということで、安くすることはできないからということだが、片方を安くするとそちらにばかり行ってしまって、他に空きが出てしまう。そういう懸念があって今言われたと思う。でも情報を共有すると、6万円の家賃は1人でも2人でも、入ってくれば大家にとっては空き家になるよりは随分助かる。そういうところの情報共有をしっかりと、大学の寮の部分もあると思うが、しっかりと連携して、宅建業界もあると思う。そういったものを情報共有しながら、また情報をしながら、本当に市内の住宅を持っている大家さんの民業圧迫になるのかを調べていただきたい。新しいところがあれば持っている旧住宅は皆、古くなって空きが出るのである。それをどうしようか悩んでいるのが市内の住宅業者でもあることを申し上げておく。

その上でもう1つ。2番目、安価な準学生寮とある。これは借り上げだと思っている。こういったやり方と、リフォーム実施とあるのは、請願者、紹介議員にお聞きしたいのだが、請願の中に2項目出ているがこれはどういう趣旨か。リフォームの実施とは。

串崎委員長

今回産業建設委員会の審査の対象は1番だけなので、ご理解いただきたい。2番は総務の所管である。

建築住宅課長

ルームシェアという話があった。市営住宅ではルームシェアは認めていない。というのが、県なり国に、用途変更の手続きが必要になってくるため、簡単にルームシェアはできないという言い方になる。一緒に入れるのはあくまで親族であれば可能だが、友達と一緒に住むのは難しい。

布施委員

第7条、市長の認めるものについてはその限りではないとあるが、それもその要綱には必ず入らなければいけないのか。

建築住宅課長

7条とは。

- 布施委員 入居条件の中で、7条ではなかったかもしれないが、それもその要綱に入るのか。
- 建築住宅課長 いま言ったのは市営住宅。市営住宅は公営住宅法という国の法律できっちり決まっている。それ以外の住宅については市条例等で決めているので、その辺は市長が認めればということも当然検討する必要がある。
- 笹田委員 県立大学の学生ということで県の大学の方の請願なのだが、市に請願が出たのももちろん市が審査しないとイケないのだが、県の施設ということで、県の支援策を優先すべきと感じている。その中で、今の話だと県営住宅もある。その辺の兼ね合いはどのようにお考えか。
- 建築住宅課長 県営住宅だが、浜田市が管理する市営住宅と同じ、公営住宅法に縛られているので、県の方が、はい分かりましたといって学生を受け入れることはなかなか難しいのかなと思っている。
- 笹田委員 県の方は、県立大学としては寮を用意しており、先ほどの学生は寮の抽選に外れたということで、やはり数が決まっており、入りたくても入れない方がおられるということで。今後こういった中で県が何か対策を取るというお話はお聞きしているのか。
- 建築住宅課長 まだ県からの具体的な話は聞いてない。
- 笹田委員 布施委員とのやり取りを聞いていて感じたのだが、市営住宅、もしくは県営住宅は難しいと。雇用促進住宅であれば何かしら問題をクリアすれば可能ではないかと個人的には捉えたのだが、市側としてどのようなお考えをお持ちか。
- 建築住宅課長 私の方でどこの住宅が良いという話もなかなかできないし。実際この請願者からも請願を出される前に相談を受けている。その時にいろいろな住宅を検討し提案したが、結果として、今浜田市が持っている住宅への入居は難しい、という話で一旦終わっている。
- 笹田委員 一番危惧したのは民業圧迫を感じた。三隅でも同様の件があった。学校ができる。なのでアパートを建ててくださいと。学生用の。建てたはいいけど入らないと。三隅でありました。そうすると民間が思いを持って建てても経営が厳しくなるのではないかと個人的に感じたこともある。やはり、こう見るとコロナ禍で学生が困っているのは事実であるし実際私浜田で家賃を払って住んだことはないが家賃が高いと聞いている。そういった兼ね合いで学生に対して、生活改善の何かしらの協議を、コロナ禍の中で、県と市が一緒になって学生を支援しないとイケないと感じる。固定費という話もあったが。この窮地を学生をどう救うかという話も家賃も含めてだが、他に方法があるのでは。県立大学に来てよかったと思ってもらえる施策を、市だけではなく県と県立大学と三位一体でスクラム組んで学生を支援することが大事だと思うが、それは進んでいるのか。
- 建築住宅課長 市営住宅管理側の立場で回答するのは難しいのだが、具体的に県と話したことはない。今後は、コロナだけでなく他のことも想定される。県とも連絡を密にとっていろいろと検討したいと思う。
- 副市長 大学支援については基本的には地域政策部が窓口になっている。今回は住宅ということで建築住宅課が答えている。笹田委員からの意見は全体的なものだったので私から回答する。

県立大学も今学生が請願を出しておりコロナ禍で厳しくいろんな支援策を出している。国が出している制度、県立大学が出している制度、市としては、県立大学だけではなく高等教育機関等の学生に商品券を1万円お配りしている。先般も大学と協議して、こういった要望にどこまで対応できるか、当然大学が主になり市がサポートしていくということで、大学を支える会とか市長は経営委員会にも入っているので先日も協議させてもらっている。住宅となると市営住宅と雇用促進住宅がメインとなると思うがそれ以外にも大学と連携して、大学を核としたまちづくりも掲げているので、連携してここに来てよかったと思ってもらえる施策を立てたい。

笹田委員

市営住宅確保で請願を判断しなければならないので、市営・県営住宅は難しいと思った。駄目なものを請願でやれというのも私はおかしいと思っている。仮に雇用促進住宅とか地域住宅は地域活性化なので遠いので難しいと思うが、雇用促進住宅なら空きもある。私は話し合い、もしくは大学を核としたまちづくりの中では市長が認める部分で可能ではないかと思うのだが、副市長としてどのようにお考えか。

副市長

基本できない、できないといっても前に進まないので十分検討していかねばならない。一方、民間の方で琵琶町に1軒シェアハウス、金城にも民間でやっていただいている。こういうことをやっていただけるようなら、こういう助成金、補助金制度を以前は持っていたが希望がなく削っているが、民間で努力していただいで支援する。今あった雇用促進住宅。空きの状況や距離のことがあるが4か所あるのでその辺は前向きに協議はさせていただきたい。

布施委員

雇用促進住宅に入られることになる条件として、学生も浜田市民でなければいけないという意味合いで、住民票を浜田市に移した人に限るといった案件が出てくる。4年に1度の選挙に絡んで、島根県立大学生の18歳以上も選挙権はあるが住民票を移していないためにこちらでは投票できない学生が結構いる。雇用促進住宅に入るには浜田市民でなければならないという要件はどうなるか。

建築住宅課長

まだ雇用促進住宅に入るといことは今聞いたところで具体的なことは詰めていない。私の思いとしては学生がせっかく浜田に来ていただいた、それを思えば住民票がなくても良いとは思いますが、浜田市民でない者に支援するのが良いのかどうか、それも検討しなければならない。

布施委員

雇用促進住宅入居条件に税金を滞納してないことも条件にあった。市民でなければ税金がある程度できないところもある。その辺から見るとそういうものを利用するのであれば、浜田市に住民票を移してもらい、浜田市民の自覚を持ってもらいたいのだが、どうか。

建築住宅課長

確かに建築住宅課としては当然住民票がなければ難しいという考えを持っているが、せっかく余所から浜田に来て、勉強してもらっていることも当然考える必要がある。思いとしては布施委員が言うように浜田市の住民であることも重きを置いて検討していく。

串崎委員

その他あるか。

(「なし」という声あり)

串崎委員長

では採決は後程行うこととし、この議題については終了する。

(2) 請願第16号 水産加工業の振興に関する請願について

串崎委員長

審査の流れとして、紹介議員から補足説明があれば受け、審査の参考とするため執行部からの事前説明を行い、質疑に入るがよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

道下委員

紹介議員から補足説明があればお願いします。

先般議長と市長に出された。その流れは書いてある。私も昨日、水産加工業者の方々とお会いし、いろんなことを聞いた。まさに請願のとおりだった。30近く業者がいらっしゃるが、従業員や会社の規模に違いがある。あるいは今回のコロナの関係で売上にも大小がある。その辺も十分考えていただきたいとおっしゃっている。スーパーとかの量販店に自分らの加工品を納めている分については影響がないが、ホテルやお土産屋さんについては全くない。それも十分とらえてほしいと切に言っておられた。この度の水産の議員連盟の牛尾会長も言っていたが水産加工業で浜田市を支えている部分があるので是非ともいっておられた。固定資産税を軽減していただくことはできないかとも大きな会社の方も言われていた。それを踏まえて、請願の趣旨をご理解いただきたい。

野藤委員

水産加工業は非常に三重苦というか、原魚の枯渇や販売に対して競争を強いられる。従業員確保が難しい。という三重苦にあってカレイの干物では日本一の生産量を維持している。そういったところでふるさと寄附に水産加工品は非常に好評で、そういったところへ支援は必要ではないかと思って紹介議員に名を連ねさせていただいた。

串崎委員長

執行部からの説明をお願いします。水産振興課長。

水産振興課長

現状は紹介議員がおっしゃったとおり、水産加工業は古くから水産浜田を支えてこられて雇用面としても中心的な産業であると認識している。先ほど言われたふるさと寄附額の4割程度が水産加工品である。貢献されており本当にありがたい。しかし一方で全体で言えば、水産加工品、鮮魚もそうだが魚離れといった食生活の変化もあり、売上が右肩下がりである。さらに今回のコロナ禍の状況で売上が急激に落ち込んでいる状況である。そういった状況については我々水産振興課、あるいは産業振興課と水産加工業者への聞き取りも数社実施しており6月10日には浜田中央水産加工業協同組合から陳情も出て、非常に厳しい現状をうかがった。水産浜田にとっては、水産加工業の事業継続は雇用面も地域経済にとっても、重要な部分だと思っている。こういったことを踏まえ、事業継続の下支え、雇用の維持確保、再起の糧に少しでもできるような支援策について第2弾のコロナ支援策で示せるように検討しているところである。

串崎委員長

委員から質疑をお願いします。

布施委員

水産浜田市としては必要な請願だと理解した。紹介議員に何うが請願文書表の一番最後の水産加工業者は市内で何社あり、緊急的支援とはどのくらいの支援をお願いされたのか確認したい。

道下委員

市長との陳情では、1社あたり100万あたりという。いただければといったところ。市内業者数は、いま39社である。

布施委員

39社で1社あたり100万とのことだが、それに近い支援ということで、コロナ禍に対して水産浜田市としての加工業、これも同僚議員が、干し

物のサミットをしたらと提案して、非常に斬新な提案だと私も思っていた。そういった浜田市を支える加工業者に対して支援することは、第2、3弾を含めて考えていただきたい。

野藤委員

補足だが、市内が34社で、三隅あたりに4、5社あって39社である。緊急的な支援をお願いしたいという金額根拠だが、ふるさと寄附に貢献しているということで、39社としても3900万円ですかね。それで4億円弱の貢献度があるからその1割程度、ということを経営者から聞いている。

串崎委員長

その他あるか。

(「なし」という声あり)

串崎委員長

では採決は後程行うこととし、この議題については終了する。ここで暫時休憩とする。再開は11時15分とする。

[11時 04分 休憩]

[11時 13分 再開]

串崎委員長

委員会を再開する。建築住宅課長答弁の申し出があったのでお願いする。

建築住宅課長

家賃が一番高いのは26300円と説明したが勘違いで43300円。平均すると25000円くらいになる。申し訳なかった。

7. 陳情審査

(1) 陳情第150号

串崎委員長

土木費の安定的予算処置に関する陳情について

本委員会に付託された、陳情2件の審査に入る。

本陳情は、市長へも同様のものが提出されている。

審査の流れについては、15日の産業建設委員会で事前に執行部からの説明をお願いしている。審査の参考のため、執行部からの説明を受けて質疑に入る。執行部からの説明をお願いする。

維持管理課長

大幅な減額というところで前年度との比較を説明する。主な事業で比較する。側溝整備事業約8500万、2500万、6千万円の減額になっている。

ふるさとかいてき道整備事業は例年だと6千万円から8千万円といったところであるが前年度1億円ついていた。今年度が5500万で4500万円の減額となっている。生活道路整備事業これは建設整備課の事業であるが前年度8千万円、今年度4千万円。4千万円の減額で、3つの事業で1億4500万円の減額になっている。それと今年度新規事業で通学路等緊急安全対策事業で今年度5千万ついている。これを加味しても説明の事業とあわせると約9500万円の減額になっている。

串崎委員長

説明が終わった。委員から質疑があれば。

野藤委員

大幅な減額があったが一番大きな理由は工事がなくなったのか。

維持管理課長

工事はたくさんあるが一番の要因は、合併特例債が終わってくるというところが、厳しい要件だったと思われる。

野藤委員

合併特例債は交付金が多く、一番使いやすく持ち出しが少ない。他にもいろんな、地域再生法等でも道路関係、農道といった道路関係があったりしたが、ネットワーク何とかという。他のものを使ってということは考えられないか。

維持管理課長

なかなか、合併特例債に代わる優良債はないと聞いている。ただ、担当課としても限られた市費・起債の中で少しでも事業費を大きくできるよう、社会資本整備総合交付金が充てられないかと考えていきたいと思っている。

道下委員

江津市や益田市の土木費の減額も同じようになっているのか。

維持管理課長

他市の様子、落ち込み、どのようになっているかは確認していない。

道下委員

今度補正で上がってくるのは何か。

維持管理課長

地域活性化道路整備事業で補正を出させてもらおうと思っている。

道下委員

いくらか。

維持管理課長

7千万円を予定している。

笹田委員

土木業者にとっては非常に厳しい状況が陳情からうかがえる。市としての対応は今後どのようにお考えか。

維持管理課長

まず今年度については補正を考えている。今後については合併特例債がなくなって厳しいところはあるが、さきほど言ったように担当課として予算要求の努力はするし、どうにか社会資本整備総合交付金事業を交えながら、限られた市費の中で事業費を大きくできないか努力する。

笹田委員

こういう形態の業者は、災害や冬の降雪の場合等、浜田市にとって必要な業態になる可能性がある。もし業者が減るとなると、災害時にすぐ対応できず市民が困ることになるのでは。これが合併特例債だとかいろんな予算が含む中、どのように継続してこういう業態の方々を支援するのか、今後大きな課題になってくる。予算が減っていくのは間違いなくそういう形になっていくので違う形で何かしら維持してもらわないとこういうご時世なので大雨が降ることもあるし地震も多発しているのもそういう意味では今後、予算的な部分ではなく、何かしら市として協力して考えていく必要があるのではないかなと思うが。

都市建設部長

おっしゃるとおりである。梅雨時期豪雨に対応、除雪、平時でも道路の陥没に緊急対応していただくなど、私どもの道路河川の維持管理に大きく貢献していただき助かっている。業者の皆さんは地元の催し物の担い手でもあり大切な産業であると私どもは思っている。我々ができるのは、必要な事業を確保するのはもちろん、業者さんの必要なものについてご相談を受けることはあるが真摯に対応したい。

串崎委員長

他にあるか。

(「なし」という声あり)

では採決は後程行うこととし、この議題については終了する。

(2) 陳情第151号

所管事務調査(2)

串崎委員長

施設使用料免除に関する陳情について

公設水産物仲買売場の仲買事業者の現状把握と移転意向の状況について

本陳情は、市長へも同様のものが提出されている。

こちら15日の産業建設委員会で事前に執行部からの説明をお願いしているが、所管事務調査と重なっている項目があるため「議題8 所管事務調査の(2)公設水産物仲買売場の仲買事業者の現状把握と移転意向の状況について」の説明を受けて質疑に入りたいがよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

それでは、審査の参考とするため、所管事務調査でお願いしていた

水産振興課副参事

「(2)公設水産物仲買売場の仲買事業者の現状把握と移転意向の状況について」執行部から説明をお願いする。水産振興課副参事。

公設水産物仲買売場の仲買事業者の現状把握と移転意向の状況について報告する。公設水産物仲買売場事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響について状況確認をするとともに、山陰浜田港公設市場への移転に関する意向を確認したのでご報告する。

5月1日に説明会を開いた。9社の方に出席をいただいている。内容は支援策について説明し状況を伺っている。事業者の多くが売り上げが減少となっており、家賃減免などの支援のお願いをしたいと要望を伺ったところである。また、9月から10月の改修後の山陰浜田港公設市場への移転についてはコロナの影響が大きく現状では厳しいとのことだった。5月14日から20日かけて仲買事業者に個別にヒアリングを実施している。仲買売場の1階の14事業者のうち、加工業者を除いた12社に対して、売り上げ状況や現状対応、優遇制度の活用状況について個別訪問してヒアリングしている。3月から取引が減少し、特に東京・関西方面は激減し厳しい状況である。持続化給付金や雇用調整助成金等支援制度について申請中だが、手続きが煩雑で時間がかかる。家賃減免について水揚げが落ち込んだ前年比較ではなく過去3か年比較にしてほしいなど意見をうかがっている。それを受け6月4日から12日にかけて売上状況の確認、資料の提供について仲買事業者12社からの要望を踏まえ、2月以降の月数の売上と、過去3か年のいずれかの年における同月とを比較するために売り上げ状況を確認し資料提供をいただいた。資料にあるように、仲買業者の売上減少率としては30%未満が2社、30%以上～50%未満が4社、50%以上が6社となっている。

6月12日に説明会を開催した。10社参加で、現状の確認等を行うとともに公設市場への移転についてご意見を伺った。1か月前と比べてほとんど改善が見られず引き続き厳しい状況である。9月から10月に予定通り移転するのは難しいため、時期を遅らせてほしいとの要望があった。厳しい経営状況の中であり、移転に係る費用を負担することが難しいため、事業継続・売上回復につながる十分なコロナ支援策をお願いしたいとの要望があった。現状把握と移転の意向の状況報告は以上である。

串崎委員長
笹田委員

説明が終わった。委員から確認したいことはあるか。

これも状況が厳しい中での出された陳情であると思う。市にも同じ陳情が出ているが市としてはどのような状況で、どのような対策を講じようとしているか。

水産振興課副参事

家賃の使用料については、国の制度に準じた形での減免を検討したが、全額・半額と、それからなしと極端な減免ということで、移転していただくのであれば少しでも支援できないかと。ご存知のように全員がすべて50%以上ではないので段階を細かく分けて減免をしていきたいという検討をしているところが使用料・家賃のところである。

市の第2弾支援策等々を活用いただきたいので、市として国・県の制度はもちろんのこと独自支援策を提案し活用していただくようにしていきたい。

笹田委員

公設市場の家賃は今度の指定管理に移行する場合は、指定管理者に家

賃が移転されるということで家賃がないと指定管理者もやっていけないのだが、今の状況であれば指定管理料が払われており、家賃については特別会計があるので特別会計で施設改修や基金の方へ積み立てていると把握している。それで間違いないか。

水産振興課副参事

特別会計については移転していただく10月までを特別会計として使用料をもらって、予算を立てていた。現状は猶予中でいただけてない。それに伴い維持管理費について特別会計で11月からは公設市場に移転するので、指定管理者の維持管理をしていただく家賃を納めていただくということで予算を考えている。

基金については、今年度一般会計へ10月末時点で繰り入れるということで予算組みをしているので基金についても廃止して足りない部分が出てきても一般会計に入れて請求していく予算となっている。

笹田委員

今回のコロナ禍の中で補助だとか支援等あるが、家賃は市が払うものではなくて市に入らなくなるものと認識している。それなら大きな負担でもないし支援しやすいのではないかと思うがその辺りはどう考えている。

水産振興課副参事

ご指摘のように、市の収入として家賃の使用料はいただく予定としていたので、新たにお支払する補助金等は発生しない。収入が入らないということでその分基金を差し引きをするので一般会計への繰入金額が減るとことは発生すると思う。

笹田委員

今回施設が変わることが本当にきれいに変わっていただき、新しい施設できちんと仕事していただけることがベストだと思っている。その中でこういう説明を受けると業者も厳しい話もあるし、予定を遅らせてくれという要望もあるしそういった中でもっときめ細やかな浜田市の施設なので、浜田市の施設から浜田市の施設に移るわけなので途中で無理だというケースが出た場合、指定管理者に負担がかかってくるのが考えられる。最初の計画通り今公設市場にいる方が新たな施設に移って浜田市民の施設として生まれ変わるためには絶対に必要な支援だと思っている。これだけではなくて、きれいに移ってもらうための支援というのは必要と思うがそのあたりが、説明を受ける中でもあまり計画通りというふうなくらいに感じていないように感じるのだが、そのあたりは水産振興課としてどのように考えるか。

水産振興課副参事

気持ちよく移転してもらい、できればすべての方に移っていただき商売をしてもらいたい。まずは今非常に売上が落ち込んでいて迷っている方がいるので、事業継続していただき、移転するには費用があるのでしっかり売上を戻していただくのが大原則だと思っているので、そこに向けて支援したいと考えている。移転費用とあわせて市の移転補償費もあるがその辺を提示する中で移転していただきやすい環境を作りたい。

道下委員

今の雇用調整助成金等の国の事業、今商工労働課で相談窓口を開設しているよね。そこに向けて仲買人が随分苦勞されている。その辺りを支援というか、皆にお話をして、お話を聞いて、面倒な事務仕事をやっていらっしゃるのか。そのあたりの不満をいつも聞くのだが。

水産振興課副参事

非常に、持続化給付金や雇用調整金の手続き事務は非常に煩雑で手間がかかっているという声を聞いている。持続化給付金については前年比

の減少率ということで聞いている感じでは、4社程度が申請されていると伺っているが給付されているかは確認に至っていない。雇用調整支援についても、少し時間がかかるので、手続きをされている会計事務所にお問い合わせしたり、漁商協同組合の事務方にお問い合わせをお願いしている状態のようである。なかなか直接我々が行うことは難しいと考えているので手続きをしやすい情報提供してお手伝いしたい。

道下委員

直接難しいのは理由があるのか。行って聞いて話したら、向こうも少しは気分が落ち着くというか。本当に四苦八苦している。業者の2、3聞いてあげる。できることがあればやってあげると。やっていくことが今度の公設水産物仲買売場に切り替わる。そうやってあげないと笹田委員が言ったように、えらく難しいことになると思う。しっかりやってくれ。

水産振興課副参事

言われるように、業者からいろいろなお話はうかがっている。困っている状況を聞いてほしいという思いで我々に話をされる。話についてはしっかりうかがいたいと思うし、制度活用にあたって助言は当然我々が入ってしていくスタンスは変わらない。細かな事務については助言等でお手伝いすることでそれから先については個々の対応できるように助言等で対応したい。気持ちを聞くフォローはずっとしていかなければならないと思っている。

野藤委員

ちょうど時期が悪いというかコロナの対応と、いま多少沈静化しているが、オープンの時期に第2波となると非常に大変だろう。すべての産業において影響を与えていると思っている。売上が各社2〜3割とか5割以上とあるがある程度の基準は必要だろう。当然5割超えると持続化給付金の申請はすべきだし、サポートは商工会議所がしている。市の方もそういった機関を紹介することも可能である。その辺のサポートをされたらいいのかなと。一番大切なのはオープンに向けたオープン後の集客プラン。そういった道筋をある程度考えておかないといけないのかなと。指定管理者がすべきということもあるかもしれないが、どうなるか分からない中、行政がある程度下支えをしないと難しいと思っている。一番は公平性。他から我も我もとなってはいけないので、ある程度基準は明確にしてもらえればと。

水産振興課副参事

支援については基準を設けてしっかり支援したいと思っている。オープン11月の予定で進めている。指定管理者も11月オープンに向けて、コロナの影響で営業ができなかったということで準備が遅れているのも事実である。オープン状況については強い要望をもらっているので検討してまいりたい。

執行部としては年度が変わるとなると大きな期間変更や予算等の障害が出てくるので、何とか年度内にできるようにしたいと仲買と協議して進めている。指定管理者がオープンに向けてPR等もせねばならないが、市としてコロナで落ち込んだ部分もあるが打って出るというわけではないが状況が良くなることを想定してしっかり準備してオープンに向けて多くの方に来てもらえるようにソフト面も含めて取り組んでいる。

産業経済部長

仲買との話し合いだが、さきほどから副参事の説明でもあるが仲買の大変なところは、国の対象にならないという業者が多くあるから。道下委員から質問があったが持続化給付金、これは単年度50%の減少がない

とだめ。雇用調整助成金は従業員を抱えておられる方の雇用を維持するものなので大規模な所も少なく対象となっていない。市が独自で行う家賃補助も、単年で計算している。こういったことを踏まえて市が取る家賃なので何とかならないかという話である。野藤委員から、きちんとルールはするべきだと言われた。まさにここが、我々が考えているところである。先ほど副参事が言ったように仲買さん水産業者の方は、昨年と比べても昨年は水揚げが底だったので売上がないのは承知している。そこを踏まえて業者から3か年というルールを作ってほしいことがあり全業者から聞き取りを行ってこれが対象にならないかということでルールを作って家賃補助の減免などをしようとしている。

先ほどの水産加工業者も同じであるがやはり市の基幹産業の一つであることを踏まえ、第2次の支援を考えている。何とか水産業の皆に持続していただけるよう検討しているところである。

今後のプラン、オープンに向けてその後はどうするのかは、国が二次補正で、農林水産省が事業継続・回復に向けた補助事業のメニューも用意しているので、市がそれを紹介して使える部分は使っていただきたい。決してお話を聞いていないわけではなくて担当者はきめ細かく聞く努力をしている。何とか1日でも早くオープンに結びつくようそのタイミングもあると思う。事業者さんの気持ちもあるが。こちらの準備態勢もある。陳情の内容も踏まえて進めていきたい。

串崎委員長

他にあるか。

(「なし」という声あり)

串崎委員長

では採決は後程行うこととし、この議題については終了する。

8 所管事務調査

(1)

串崎委員長

水産振興課副参事

串崎委員長

川上委員

水産振興課副参事

川上委員

水産振興課副参事

川上委員

水産振興課副参事

山陰浜田港公設市場の改修状況について

執行部の説明をお願いします。水産振興課副参事。

(以下、資料をもとに説明)

説明が終わった。委員から質疑はあるか。

仲買棟は増額したのか。もともと1億1千万円か1億2千万円くらいと記憶しているが。昨年、増額はしないという話だったが、増額している。

発注時に設計に基づいて積算されている。発注の担当課である建築住宅課において積算して設計額を算定した上で発注しているので、多少の増額はあったのだと思う。

確認してほしいが資料にある仲買棟と商業棟が逆になっているのではないか。私、今日の前で島根県電子調達共同利用システム入札情報サービスのページを見ている。3月26日に商業棟が1億1850万円で落札されている。商業棟が1億1千万円ということなのに1億3千万。確認して欲しい。認識が違うと思う

金額確認させていただく。

これでだいたい金額的には終わりか。昨年の話では1円たりともというとおかしいが増額しないと答弁をもらっているが。

未発注分工事として製氷機の設置工事、植栽撤去を見込んでいます。これは外構工事追加分で見込んでおり予算の範囲内で増えることはないよ

- うに、毎週水曜日に工程会議を行い関係者が集まって工事の進捗率と内容についてそれぞれ確認を行っている。状況によって増えることもあるし、どうやりくりするかと施工業者と知恵を絞りながら何とか予算内で工事ができるように取り組んでおり増えることはないと進めている。
- 川上委員　もともとの考え方があと4千万円か2千万円くらいで極端に残ってないと思うので、オーバーしないようにしていただきたい。これは約束である。良いものを作りたいのはそうなのだが、予算の中でおさめることが必要である。よろしく願います。
- 水産振興課副参事　ご指摘のように、予算に到達してない部分があり未発注分がある。何とか予算内でおさまるよう関係者それぞれ知恵を絞りながらやっていきたい。多くの方にきていただきたい施設として改修工事をしたいので、多くの方にご協力いただきながら進めたい。
- 川上委員　建築主体工事が2つに分かれており仲買棟と商業棟と。分けた理由を教えてください。
- 水産振興課副参事　仲買棟については仲買業者の移転を9、10月ということで8月末までに終わりたいということで進めている。仲買棟の1階木造等の部分を先に発注させてもらった。そのあと商業棟について遅れて発注しているところだが、ここについては指定管理業者の要望、2階のテナント業者の入るレイアウト変更が生じる可能性もあるため、時期も8月末でなく時間に余裕を持たして対応するため工期をずらすこともあり工事自体を2つに分けているとご理解いただきたい。
- 川上委員　この工事、同一業者が取られているので、基本的には近接工事だと諸経費率が下がる。調整しなくてはならないが、この辺は考えておられるか。
- 水産振興課副参事　諸経費について我々のところではそこまで掌握していない。確認させていただきたい。
- 川上委員　近接工事扱いにするならして、だいたい300万円、400万円違うので、経費の節減になるので是非確認してもらいたい。
- 水産振興課副参事　確認する。
- 野藤委員　工事の進捗率は予定どおりとなっているが、コロナ等の影響で資材は大丈夫だったのか。工事費の都合で多少変動があるのではと思っているのだが、コロナの影響は。
- 水産振興課副参事　商業棟の横に新たにエレベーターを設置するため基礎の杭を打つのだが県外業者で、コロナの影響で県外から来られないために予定日から遅れた。実際には杭打ちも終わり何とか工程表どおりに進んでおり部分的には影響を受けている。資材等の納入遅れの懸念もあるが、現場からはコロナの影響で遅れるとは聞いていない。なんとか予定どおり進んでいる。
- 野藤委員　お金はある程度かかっているのですが、目的、人に来てもらえる、喜んでもらえる施設を作るのが大前提なので、多少の遅れが出てもそこを大前提においてと私は思う。
- 道下委員　商業棟の工事が進んでいるが、テナントは指定管理者が仕切って、今まであったテナントは入れないのは本当か。
- 水産振興課副参事　商業棟1階で水産加工品を含めて多くの物販をしていただく。ここにテ

ナントとして業者が入るのか、指定管理業者が直営するかは、指定管理者の考えにお任せしている。加工業者さんこれまで数社入っておられたが、入るとするなら可能性としてテナントとして入ることになる。仲買棟に入って商売をするといことはできないと思っている。指定管理者のお考えで直営なのかテナントを入れるのか決めていただくよう進めていただきたい。話をうかがっているのは、1階の物販は直営でしたいと指定管理者からうかがっている。2階のフードコートについても3店舗程度入れていきたいと計画を出してもらっており、指定管理者において営業していただいている。先般お聞きしたのは、仲買の2階にある店舗は入っていただくことで決まったと報告を受けている。残り1社や2社については飲食のところに異動してもらっては引き続き取り組んでもらえている。

道下委員

テナントで入らせていただく、テナントで出店させていただくのを皆望んでいる。これを指定管理者に任せるとのことだが、そこを浜田市の方でそうではなくてこれまでの業績もあるのだから、テナントとして入らせてやってくれという指導はできないのか。

水産振興課副参事

施設としては市の施設である。指定管理料も市からお支払いしない状況で、指定管理者の収益も上げていただかないといけない。直営なのか、テナントですと経費もかかる。その辺の収支を検討される中、収入がある程度ないと運営できないということもある。指定管理者のご判断にお任せしており、市からテナントを入れるように申し上げられない。

道下委員

中央水産を通してこれまでの業者が入っていける状況もあると思う。指定管理者と相談というか、そういうところも支えてあげてほしい。よろしく願います。

水産振興課副参事

おっしゃるように、この間、島水さん、香住屋さん、中央水産さんがお魚センターに入ってしっかり営業してもらっている実績もある。入ってやっていただきたいかどうかは指定管理者の判断による。こういう業者がおられるということは、指定管理者の判断となる。こういう業者がいることは把握し、営業する中で聞いて理解している。最終的な判断は指定管理者が行うと考えている。業者の紹介は市からもしているし指定管理者も営業を行い状況を確認する中で実際テナントとして入ってもらうのかと直営で商品を扱うのかというところは、商品を扱うことになれば指定管理者が直営で販売することになると思う。そういった形で商品を扱っていくのかと思う。テナントで入ると経費もかかるのでその辺の収益は指定管理者の範ちゅうで決めていただくしかない。

布施委員

指定管理者で決まって、その部分の、小売り部分を直営でやるということは、自分たちの収益になる。人件費のかけ用の経営的なものも収益が読めるのだが、テナントで入っていただくと、その店の家賃収入は確保できるが全体的な数字の把握は直接できないということで、直営でされるのであれば仕入れてあげる、それは浜田の加工品、鮮魚にしても売上に越したことはないのだから、今まで入ってもらっていたところにテナントで入ってもらえないなら、その商品や良さが重複しないようにそのお店の良い商品を仕入れて売っていただく。買取りするのか委託するのかの基準を明確にして両方がウィンウィンの関係になれば新しい商

業棟にしても良いのではないか。そこをしっかりとやるのが大事だと思うので担当課にしてもその辺をしっかりと、直営の部分と間に入って話し合いをつけていただきたい。

水産振興課副参事

指定管理者からは是非地元産品を扱って売りたいということは当初から言っておられた。水産加工品のみならず特産品も扱って浜田においてふさわしいものを置いていきたいと当初から言っておられた。そこは浜田産のものを扱っていただくということで一緒になってやっていく。

笹田委員

この資料だと、進捗率は計画通りとのことだが、仲買人からも厳しいとのこと声もあるが11月オープンで当初どおりの予定か。

水産振興課副参事

工事については工期を伸ばすと経費がかかると聞いているので、工事は工期内で終わっていただくよう業者と話をしている。施工業者とは工期については、順調に進んでいるので仲買業者の移転の時期はもちろんあるが工事としてこの工期でおさめていただくようにして調整している。

笹田委員

工期は予定どおり11月オープンに向けて終わるということ認識した。できたら直ちに移転してもらい11月にオープンするという認識でいいか。

水産振興課副参事

指定管理業とは、仲買の方に入って地元の新鮮な魚を売っていただくのが売りだと思っているので、商業棟ができたから先に入って商売していくというのは難しいと思っておられる。やはり仲買の方とあわせてオープンしたいとお考えである。

笹田委員

だいたいどのくらいになるのか。

水産振興課副参事

できれば年度内、3月までのところまでにオープンと思っている。

産業経済部長

水産業者の皆からの陳情も出ているので、オープン時期についてはしっかりと協議して示したい。

水産振興課副参事

公設市場の改修状況の指摘をされた請負金額だが、委員ご指摘のとおり仲買棟と商業棟の金額が入れ替わっていた。大変失礼した。訂正いただきたい。

串崎委員長

他にあるか。

(「なし」という声あり)

ここで暫時休憩とする。再開は1時ちょうどとする。

[11時 58分 休憩]

[12時 55分 再開]

串崎委員長

委員会を再開する。水産振興課副参事より補足がある。

水産振興課副参事

建築住宅課にも県にも確認したが、現在はそのような諸経費の調整は行っていないとのことだった。理由までは把握できていない。

川上委員

理由は確認していただきたい。共通仮設費は間接工事費は4つあるが現場代理人は同一業者、同一代理人、同一管理責任者が一緒でなかった場合は経費調整をするのが通常だと思う。同一なら経費調整する。同一でなければ調整しないという方向だと思うので確認していただきたい。

産振興課副参事

改めて確認をさせていただく。

(3) 指定管理施設の状況と支援について

串崎委員長

執行部の説明をお願いする。

観光交流課長 (以下、資料をもとに説明)
 金城産業建設課長 (以下、資料をもとに説明)
 旭産業建設課長 (以下、資料をもとに説明)
 三隅産業建設課長 (以下、資料をもとに説明)
 観光交流課長 (以下、資料をもとに説明)

串崎委員長
 野藤委員
 説明が終わった。委員から質疑はあるか。

国の緊急事態宣言が解除されて、戻ってほしいと思う。対策というか、例えばアクリル板設置、除菌、消毒する、三密を避ける、入場制限をする等、その辺のことは各施設にお願いしているのか、市でガイドラインを作っているのか。

観光交流課長
 各施設のガイドラインは、設けているところと設けていないところがあるが、まずは島根県の旅館ホテル衛生協同組合で、国から示されたガイドラインがあるので、こういったところで勉強会を開催されたり、そこへの参加を促したり、我々職員も参加し、そういったところで感染防止対策の共有化を図り、引き続き対策を立てていきたい。

野藤委員
 一斉にというか同じ状況で解除されているので、対策をきちんとしていることをPRしないと、どこへ行こうかといった時の選択肢の1つになってもほしいので、是非その辺を。ガイドラインがあるからではなくてきちんとPRを含めてきちんとしているということをした方がいいと思うが。

観光交流課長
 5月、6月から何とか営業を始められたところもあるが、まだコロナの状況は続くと思うので今の意見にしっかり取り組みたい。

布施委員
 市の指定管理を受けている所はこういう状況だということで、民間も同じ状況だと思う。一般質問でもしたがコロナ禍における対策とそれからの対策が大事になってくる。支援策は国・県・市とあるが、独自で、終息に向けて回復しないと越境しても、解除されても皆がそのように、1人の客が100も200も行けるわけがない。取り合いと言うと悪いが、何らかのPRをしないと普段の人数は回復しない。その上で地域、温泉なら美又地区、旭なら旭地区として、独自のキャンペーンを、何らかのキャンペーンの案があつて、支援策とは別にこういう援助をしてくれないかという声があるのか、これから出るのか、お店として独自のキャンペーンを考えているのか、回復に向けてそういう話があるのか。

金城産業建設課長
 金城では美又温泉含め観光施設間の情報共有を図るためにチーム金城を組織している。そちらの方の動きでアフターコロナの動きを議論している。先ほど野藤委員からもあつたが新型コロナウイルス対策をこうしているというステッカーを入浴宿泊施設に貼り、QRコードを読み込むとその施設がどういう感染症対策に取り組んでいるのかということをお知らせできるようにしようということで感染の防止対策を呼び込む武器にしようという意見が出ておりそのシールの制作に取り組んでいるところ。例示するとスタッフ対応、除菌、換気、食事、緊急時対応これは業界団体が出しているガイドラインの星取表を添付しようと思っている。これは防止対策についての取組でありもう一つの誘客の取組だが、美又温泉全体の取組で、湯治を一つの切り口にしていこうと。中でもお肌の悩みを持つ方に連泊をしてほしい温泉に入ってもらっていただく少し楽になる裏付け

を取り、そういう取組をしていこうと、保養センターは連泊に対応するために一部部屋をベッドやダンスを入れ準備を進めている。1週間連泊でいくらという打ち出しをしようとしており、皆さん関心のあるのはG o T oキャンペーンの中でいろんな温泉地と比較された時にどう呼んでくるかを議論しており商工労働課の事業を活用して誘客を何とか金城に目を向けていただくような取組をしようとしている。

旭産業建設課長

旭温泉は温泉組合でコロナ対策について、市も入って指導を含めて相談している。既に金城と同じようなステッカーを旭温泉においては各施設に対策をしているという表示パネルを設置している。これは先ほど指定管理者施設の報告をした日帰りのあさひ荘についても設置している。それから宿泊施設については今回のコロナで三密にならないことを逆に売りにして、特に日帰り入浴客をお断りして特に朝食等を各個室で食べられることを売りにしてホームページ等でもPRしている。

観光交流課長

地域に限定した取組ではないが、資料の1番の備考欄に書かせてもらった、株式会社かいげつさんの取組として未使用マスクを持ち込めば千畳苑についてはレストランの食事が20%オフ、きんたの里については入浴料が1名無料と集客対策も行っている。

布施委員

かいげつさんの未使用マスクときんたの里の件は新聞報道もあった。未使用の部分の取組、地域上げての取組、本当に大事だと思う。地域が美又・旭・浜田・三隅・弥栄とあるがチームはまだとして全国に、こういう安全対策をしてこういう取組をしていると、観光回復するためには浜田としてのこういうものを出していかないと、お客は1人は1人なのでその人は北海道や東北に行ってしまう可能性もあるので、こちらに目を向けるものが必要になってくると思う。ホームページや色んなもので独自PRも大事だが、市としてそういうところもしっかりやってもらいたい。

笹田委員

コロナの影響でどこも市の施設大変な状況だと感じた。2に指定管理者への支援についてだが持続化給付金や雇用調整助成金等。先ほど道下委員からもあったが先ほどの施設も市の指定管理者施設だがこういった施設も煩雑な手続きも含めしっかり対応はしているのだろうか。

三隅産業建設課長

ゆうひパーク三隅については両方申請している。申請は完了し入金待ち。社長がネット経由で独自でされた。

金城産業建設課長

持続化給付金については、金城支所は石央商工会がすぐ側にあるのでかなり初期の段階で持続化給付金の事務が難しいという噂があり、こちらから具体的な施設名を挙げて、商工会の会員でなくても少し事務のお手伝いができないかとお願いをしたところ既に1周回っていた段階で行ったため事なきを得て安心をした。もう1つ気になったのが、6番縁の里がNPO法人であり、給付金の対象になるか商工会を通じて照会したところ対象になるとのことで申請が済んで手続きが完了し安心している。国税の支払いの猶予についても聞くところでは国から案内があるということでもかなり政府の方も動いているという印象がある。

旭産業建設課長

旭の2施設は、特に交流プラザは昨年度比の50を下回ってないので、雇用調整も含め申請はしていない。あさひ荘はここだけを管理している株式会社であるので持続化給付金申請準備について5月分をもって申請と聞

観光振興課長

いている。休業はしていたが職員は管理のため勤務していたので、雇用調整助成金は申請していない。

株式会社かいげつさん、千畳苑・きんたの里であるがかいげつグループ全体で雇用調整助成金や持続化給付金を検討している。雇用調整助成金は申請予定とうかがっている。

笹田委員

今後も二次の補助等が出てくると思う。浜田の施設なので管理しているところには丁寧に寄り添って、申請できるようにしていただきたい。市の独自支援策もあるので丁寧に説明をしてしっかり活用してもらい施設を守っていかないと浜田市の施設として利用するのでお願いします。

串崎委員長
都市建設部長
建築住宅課長

その他あるか。

市営住宅の関係で、コロナに関する対応について報告したい。

指定管理者に対する支援として、指定管理者からの要望もないので行っていない。1番と2番、入居者への支援となる。入居者の一時的な収入減少、休業などによっての収入減等、入居者が入居している住宅によって支援策は異なるが、公営住宅では、入居者からの申し出により収入再認定を行ない、改めて家賃を算定することとし、公営住宅以外では家賃の25%相当額を減額することとしている。実績としては、公営住宅では4件相談があり、うち2件は収入再認定し、家賃が下がっている。残り2件のうち1件は手続きしてもらえば下がるものとして通知を出したが申請がない。支援対象外の1件は、聞き取りでコロナが原因ではないと言われたため対象外としている。

2番の特定公共賃貸住宅等については相談もない。

未入居者は、民間アパートや社員寮に入っている方が失業等した場合で、入っていただく住宅として緑ヶ丘住宅、長浜西住宅を除く公営住宅としている。これも具体的な相談はない。

串崎委員長

これについて質疑は。

(「なし」という声あり)

9 執行部報告事項

(1) 令和3年度 国県重点要望事項について

串崎委員長
商工労働課長
建設企画課長
串崎委員長

執行部から補足説明はあるか。

(以下、資料をもとに説明)

(以下、資料をもとに説明)

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(2) 漁業別水揚げについて(報告)

串崎委員長
水産振興課長
串崎委員長
道下委員
水産振興課長

執行部から補足説明はあるか。

(以下、資料をもとに説明)

委員から質疑はあるか。

吉勝漁業さんが出ていないのだからなぜか。漁がないのか。

6月2日の操業中に網破損があった。原因は、操業中にカタクチイワシが網目に入り込み、水が重くなり船が不安定になって危険な状態だったため、網のワイヤーをきった。6月中は網の修繕を行っている。そのため

道下委員
水産振興課長

操業していない。修繕は6月いっぱいまでかかるのではと聞いている。
私もそれは聞いていたのだが、そんなに長くかかるものか。
アジ・サバ用とイワシ用の網と2つ持っている。今回はアジを採るための網だが、今修繕しているのはイワシ用の網である。かなり老朽化しており修繕もかなりの時間を要するのではと聞いている。海中に網を切って海に沈んだ網を回収して並行して修繕すると聞いている。

串崎委員長

その他にあるか。
(「なし」という声あり)

(3) 浜田漁港7号荷さばき所の供用開始について (報告)

串崎委員長
水産振興課副参事
串崎委員長

執行部から補足説明はあるか。
(以下、資料をもとに説明)
委員から質疑はあるか。
(「なし」という声あり)

**(4) 浜田市日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金
令和2年度採択団体について (報告)**

串崎委員長
観光交流課長
串崎委員長
川上委員

執行部から補足説明はあるか。
(「なし」という声あり)
委員から質疑はあるか。
以前確認した時は、50団体くらいと聞いたが、実際申請は19団体であるが、皆興味がなかったのか。

観光交流課長

50団体のうち19団体から、コロナ禍の中で申請いただいたことで、非常に関心が高いと認識している。また、50団体すべてに補助金の要綱と申請書の送付だけではなく説明会を開催したが出席された神楽社中も多かった。非常に関心を持っていただけたと思う。

川上委員

聞くところによると、手持ちの資金が少なく、これだけのものがないとも聞いている。今後それも考えて少し計画していただければと思うが。

観光交流課長

19団体申請があり1団体取り下げがあった。これはご存知のとおり神楽がなかなか上演できない状況である。ようやく神楽の練習が再開されたところである中で今回19団体申請があった。今回流用したが、関心を持っていただいたので来年度、再来年度今回採択されなかった団体からも再度申請にチャレンジされる可能性がある。今回選考委員会を経て我々が想定しなかった課題も見えてきたので、来年度以降こういう課題に取り組みながら、利用いただける制度を作っていきたい。

串崎委員長

他にあるか。
(「なし」という声あり)

(5) 市道の廃止・認定の状況について

串崎委員長

執行部から補足説明はあるか。
(「なし」という声あり)

串崎委員長

委員から質疑はあるか。
(「なし」という声あり)

(6) 雇用促進住宅の譲渡について（譲渡スケジュールの変更）

<p>串崎委員長 都市建設部長 建築住宅課長 串崎委員長 布施委員</p>	<p>執行部から補足説明はあるか。 (以下、資料をもとに説明) (以下、資料をもとに説明) 委員から質疑はあるか。</p>
<p>建築住宅課長</p>	<p>敷地確定についてであるが、雇用促進住宅が市に払い下げられた時に境界線がある程度あって、昔だから筆書きでされると思う。地籍調査すると地番が確定し、雇用団地ならこの範囲と。その中には赤道の整理もできてないという理解で敷地の確定が必要という意味合いも含んでいるのか。</p>
<p>布施委員</p>	<p>そういう土地もある。また市道も一部ある。民間に渡すに当たり浜田市の道路を渡すわけにいかないの、分筆も必要である。そういうことも含めてきれいに整理する必要があると思っている。</p>
<p>都市建設部長</p>	<p>民間譲渡にあたって、諸準備ができてない。3月にはそれを踏まえて民間譲渡をするという答弁だったが、お粗末である。これに伴い延長するが今住んでいる人にとって不利益にならないようにしてほしい。民間譲渡前提だが受けられる人の経営も分からない。そうなると直営も考えてのスケジュールなのか。</p>
<p>布施委員</p>	<p>このスケジュールで不調だった場合直営かということは、まだ検討していない。現段階で3年後に民間譲渡できるようにさまざまな課題をクリアして進めていく。</p> <p>指定管理者は今1者だけで4つの地区を受け持っておられる。請願でもあったが、いろいろな面で、雇用促進住宅は、入居要件も含めて条件はあるがいろいろな意味で指定管理者も含めて、出てきた問題が、計画するにあたりいろいろな問題が出てくると思う。予測されるものは事前に手を打ってしっかり議会に報告してほしい。専門的な職員がいない部分も難しいと思うが相談するシステム、民間との相談システム、そういったものを利用しながら民間譲渡する場合には諸課題をしっかりと解決していただきたい。民間に譲渡するから急ぎなさいという意味ではない。やるからにはしっかりと諸準備をしていただきたいと申し上げる。</p>
<p>都市建設部長</p>	<p>3年間の時間をいただいて譲渡に向けて課題があるので、きちんと対応して、まずは入居者が非常に不安を持っておられると課長からも説明があった。まず説明させていただき、不安を完全にとは言えないが、きちんと説明させていただき、スケジュールや考え方、進め方を話したい。諸々の課題についても並行して、土地問題もきちんと対応したい。</p>
<p>笹田委員</p>	<p>これは酷い判断だと我々も思っている。気になったこととして3年延長だが、なぜ3年なのか。</p>
<p>建築住宅課長</p>	<p>まず今年から来年にかけては、入居者への説明を重点的に行いたい。入居者への説明がある程度終わらないと外部有識者との話もできない。入居者説明を優先的に行う。あわせて外部有識者との説明も1年かけてじっくり行いたい。実際ここまでかかるかは不明だが1年間はきっちり方向を固めていきたい。その後最終方針を決定し、譲渡公募に向けて進めるとなると3年間の猶予はいただきたい。</p>

笹田委員

3年のうちにしっかり入居者への説明や土地のことも含めてやっていただきたい。再度指定管理者を公募するとのことだが、今日が6月23日で、期間が7月10日までと開始まで1か月もない。非常に指定管理者に失礼な状況であると感じている。準備もあるし3年となると責任もあるし。こうなるとまず現指定管理者に頭をさげて3年お願いする方法もあると思うが公募にした理由は。

建築住宅課長
笹田委員
建築住宅課長
笹田委員

3年間であり指名は難しいと判断して、公募を選択した。

今の指定管理者には相談されたか。

公募ということで、今の指定管理者には相談してない。

今回は市の不手際でこうなったので、指定管理者にも説明、相談が必要だったし、そういったところから市の対応がよろしくないと思う。今回迷惑をかけたのは、入居者、指定管理者、いろんな方に迷惑をかけて3年の説明を受けている。それで我々に謝罪されてもというのはある。一番大切なのは施設に関わっている方々だと思う。指定管理者も含めて。今まで管理してくださったのだから。我々に説明が必要ではあるが、そういう方への相談やお願いが抜けているというのは、姿勢に対して疑問があるがいかがか。

都市建設部長

ごもっともな話だが、正式な方針をこの場でお示しした後でご了解いただいた上で話をすることができればいいが、3年間ということで、随意契約・指名で3年というわけにいかない。こうして方向性をお示しし、ご了解いただいて、透明性のある指定管理をお願いする方向を選択した。

串崎委員長

その他あるか。

(「なし」という声あり)

(7) その他

・「渚の交番のオープニングについて」

串崎委員長
水産振興課長
串崎委員長
布施委員

水産振興課長。

(以下、口頭説明)

この件について委員から質疑はあるか。

渚の交番とついているが、今回のコロナ禍の部分、浜田港に県外から釣りに来ていると市民から通報があった。そういうときは県や市がバリケードを設けて入場制限を設けたりした。渚の交番ができれば、釣り客への指導を行えるのか。

水産振興課長

今の段階で詳しい情報は伺っていないが、安全指導という観点から活動されると聞いているので踏まえて活動するのではと思う。

串崎委員長

その他にあるか。

(「なし」という声あり)

・「令和2年6月13日・14日の豪雨による被害状況について」

串崎委員長
農林振興課長
串崎委員長
維持管理課長
串崎委員長

農林振興課長。

(以下、資料をもとに説明)

維持管理課長。

(以下、資料をもとに説明)

この件について委員から質疑はあるか。

川上委員

弥栄の林道の被害額が、3千万円という非常に大きいお金なので、災害状況を、どこがどんな形で壊れて交通止めがあったのか今後災害復旧はいつまでにするのか説明がほしい。

農林振興課長

これについては去年の梅雨時期に法面のクラックを把握しており、去年のこの時期からすでに通行止めにしていました。この部分が今回崩落した。あらかじめ通行止めとしていたため被害は最小だった。現場であるが延長20メートル、高さが20メートルに渡り崩落している。概算で3千万円で見積もっているが予算上2千万円しかない。今回の測量設計業務で詳細な事業費がわかった段階で改めて補正をお願いしたい。

復旧時期は、おそらく早くても復旧に取り掛かるのは10月以降かと思う。何とか年度内に復旧を終えたい。

串崎委員長

その他にあるか。

(「なし」という声あり)

・「浜田市ふるさと体験村施設の指定管理者公募の状況について」

串崎委員長

弥栄支所産業建設課長。

弥栄産業建設課長

(以下、資料をもとに説明)

串崎委員長

この件について委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

ここで執行部からの報告事項全9件について、全員協議会へ提出し、説明すべきものを決定するため、まず執行部の意向を確認したい。商工労働課長。

商工労働課長

(6)雇用促進住宅の譲渡について(譲渡スケジュールの変更)を全員協議会で報告したい。

串崎委員長

執行部の意向のとおりでよろしいか。

(「はい」という声あり)

10 その他

串崎委員長

執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

では、執行部はここで退席されて構わない。

《 執行部退席 》

串崎委員長

これから採決に入るが、委員間で自由討議が必要だと思われる議案があれば、それぞれの議案の採決前に行いたいので、「自由討議を行いたい旨」を発言していただきたい。よろしいか。

布施委員

執行部のいるところで説明を受けているし、紹介議員の説明も受けているので、議案も陳情も判断できると思う。自由討議は必要ないと思う。

串崎委員長

他にあるか。

(「なし」という声あり)

これより執行部提出の議案5件について採決を行う。

- 「議案第45号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について」
本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。
(「異議なし」という声あり)
ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。
- 「議案第50号 浜田市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例について」
本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。
(「異議なし」という声あり)
ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。
- 「議案第51号 浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について」
本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。
(「異議なし」という声あり)
ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。
- 「議案第53号 弥栄村定住化推進に関する条例を廃止する条例について」
本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。
(「異議なし」という声あり)
ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。
- 「同意第4号 浜田市農業委員会委員の任命について」
本案は原案のとおり同意すべきものと決することにご異議ないか。
(「異議なし」という声あり)
ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり同意すべきものと決した。

続いて請願2件の審査に入る。

- 「請願第15号 浜田市に在住する学生の家賃負担軽減を求める請願について」
委員からご意見をうかがう。
(「なし」という声あり)
では、採決を行う。採決は委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りする。
本請願について、採択とすべきものと決することに賛成の方の挙手を求める。
(賛成者 挙手)
挙手全員により、本請願は採択とすべきものと決した。

- 「請願第16号 水産加工業の振興に関する請願について」
委員からご意見をうかがう。
(「なし」という声あり)

串崎委員長

串崎委員長

では採決を行う。採決は委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りする。

本請願について、採択とすべきものと決することに賛成の方の挙手を求める。

(賛成者 挙手)

挙手全員により、本請願は採択とすべきものと決した。

続いて陳情の審査に入る。

「陳情第150号 土木費の安定的予算処置に関する陳情について」

委員からご意見をうかがう。

(「なし」という声あり)

では採決を行う。採決は委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りする。

本陳情について、採択とするものと決することに賛成の方の挙手を求める。

(賛成者 挙手)

挙手全員により、本陳情は採択とするものと決した。

「陳情第151号 施設使用料免除に関する陳情について」

委員からご意見をうかがう。

(「なし」という声あり)

では採決を行う。採決は委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りする。

本陳情について、採択とするものと決することに賛成の方の挙手を求める。

(賛成者 挙手)

挙手全員により、本陳情は採択とするものと決した。

以上で、産業建設委員会に付託された案件の審査は終了する。

委員長報告については正副委員長一任ということによろしいか。

委員長報告で、請願は全議員が採決するのでその辺の肝を執行部に説明を求めたことや採決で意見がなかったが産業建設委員会として全員が可とした力強い委員長報告を作っていたきたい。

それでは、6月26日の表決までに作成し、タブレット端末の議案等資料の委員長報告フォルダに入れておくのでご確認をお願いします。

布施委員

串崎委員長

11 産業建設委員会の取組にかかる今後のスケジュールについて

串崎委員長

6月15日の委員会の際に、今後のスケジュールの提示の提案があった。

それを受け、正副委員長で協議して作成したスケジュールをご覧いただきご意見をいただきたい。

主要テーマは諮って浜田港、漁港、水産関係ということで確認していただいたところだと思う。それを踏まえ、3月9日に主要テーマを皆からいただいている。その中で浜田港に関することを書いたものをそこに挙げている。

2番目に今後の取組とスケジュールを記載している。4月16日は浜田漁港周辺エリア活性化計画について執行部を交えて勉強会をした。

今後、7月、8月、9月、10月には集まって勉強会などをし、12月には政策討論会幹事会の会長に提出するような運びになればと副委員長と相談した。できれば今年いっぱいをめどにしたい

これについて何か意見はあるか。

川上委員
串崎委員長

7、8、9月の勉強会があるがテーマは何か。

そのことを今も副委員長と相談したが、一度勉強会を、浜田漁港周辺エリアとしてやっているし、これ一つではなく、これにひっつけて港関係をやっても良いと。テーマ的なものをご相談いただいて勉強会の形に、という話を副委員長とした。何か案があれば言っていたきたい。

道下委員
笹田委員
道下委員

8月に7号荷捌きがずれ込むというのは嘘か。

供用開始が。

それに合わせた荷捌所の勉強会というか、どのように荷捌所の運営をするのかの勉強会を。

布施委員

荷捌所もそうだが、川上委員が言われたように勉強会はしなければいけないが、中身である。ステップアップのために何をするか。7号荷捌所は管理者、経営母体がJFなのでしっかりやってもらうことは前提だが、私たちとしてはそれを含めて公設仲買売り場がどうなるかわからない状態で、待つのではなくこうあるべきだと示すためにはいろんな勉強ができると思う。それに対してこの段階まではここまでだと計画しないとただ集まって勉強するだけでは結論が出ない勉強会の気がする。そこを踏まえて提案を出したつもりなのだが。委員に意見を求めるならそれを含めて陸上養殖は産業建設委員会で8月1日以降は委員会視察が可能となったが9月、10月で、産業建設委員会で視察に行った時に陸上養殖の取組の仕方とか漁港活性化として提案できると思いはしている。何が足りなくて何が足りているかという見方も必要だろうし、先進地の取組、高度衛生管理型で議長が内覧会で担当者に言ったが、最後だから一番良いものを作ったのだろうねという、なかなか予算がと答えられた。今さら言っても仕方がないが、そこを含めた次の漁港活性化の方へ向けて提言ができれば最高ではないか、と私の見方である。

飛野副委員長

具体的な視点を示していないと思っているがたたき台がないと前を向けない。布施委員から具体的なことをしたらどうかという提案があり漁港活性化まできたところである。今まさに、何人かの委員から意見ももらいこの部分もできれば勉強会していく中で、第1回目は腹を割って話して主要テーマ3つ挙がっているが肉付けを皆で出して1回目の勉強会では具体性を持たせたらどうかと思っている。委員長からの説明の中で役割についての説明がなかった。しかしこの部分が本来今後詰める上で大事な部分だと思っている。この部分について意見をいただけたらと思う。

野藤委員

公設市場7号できた。内覧会で観光客向けの見学の部分がなかった。今度5号ができて底曳きの関係をやるが、そこもこういう感じかと聞いたら、基本設計はこういう感じだと言われた。どんちっち三魚のノドグロ、例えば底曳きで上がってきて、ノドグロが揚がってくる光景は浜田にしかないと思う。是非ともそういった見学コース、上からでなくてもいいか

飛野副委員長

から見られるところを是非作ってもらいたい。産業観光として観光施設としての検討も必要ではないか。港オアシス指定されているが事務局は商港のところにあるが、ぼやっとして分からない。新しくできた施設、渚の交番もできたが、瀬戸ヶ島とこちらを結ぶルートのなものとか、そういう検討しても良いかなと思う。市民の方で見学コース、岡原さんが一生懸命民間ボランティアでやっておられて、観光客が楽しみにしていたのだが、そういうことを考える先進事例があれば検討していただきたい。

どう言っているのかよく分からないが、今からやっていくにあたり一番大切なのは、委員長も副委員長もいるが、特にこういった港、魚に詳しい人にまとめてもらうリーダーは委員長以外で軸となってもらい、提言する上でまとめた方が良い内容ができていくと思う。そういう部分で考え方の議論というか、良い悪いを含めて皆に協力いただければと思う。

道下委員

副委員長が言われた件だが、そうなるならば私は笹田委員に賄っていただきたい。

笹田委員

産業建設委員なのでフォローはするが、正副委員長がおられるので、そこを軸として我々はフォローしながら勉強を進めたらと思う。

川上委員

私も笹田委員と同意見である。やはり引っ張っていただく方にこういう形でやってもらうのが一番いい方法だと思う

串崎委員長

暫時休憩とする。

[14時 35分 休憩]

[14時 48分 再開]

串崎委員長

今後のスケジュールについて私からお話する。

7月21日10時から、委員に集まっていたいただき、漁業・農業も含めながら勉強会をしたいと思うが、よろしいか。

(「はい」という声あり)

以上で産業建設委員会を終了する。

[14時 49分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

産業建設委員長 串崎 利行